

国際課税

Q & A

▶▶非居住者に対する役務提供と輸出免税について

(税理士 小沢 進)

Q 私は弁護士ですが、このたび米国在住の者からその者が所有するわが国に所在する土地建物に係る訴訟案件を依頼され、その者から200万円の報酬を受領しました。

この報酬に対してわが国の消費税が課されるでしょうか。

また、この訴訟案件を私が他の弁護士に依頼し、その弁護士に対しては、私が非居住者から受領する報酬の一部を支払うこととした場合には、消費税の課税関係はどのようになるでしょうか。

A 消費税の課税対象は国内における資産の譲渡等の対価とされており、その資産の譲渡等とは、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供とされております。

したがって、貴方が受領する弁護士報酬は、当該訴訟案件に係る貴方の役務提供が国内で行われる限り、この資産の譲渡等の対価に該当することになります。

次いで、国内における資産の譲渡等であっても、輸出免税に該当する場合には、消費税は免税とされますので、貴方が受領する弁護士報酬が輸出免税の対象とされ免税に該当するか否かの検討が必要とされます。

消費税法施行令第17条第2項第7号において、非居住者に対して行われる役務提供で次に掲げるもの以外のものも輸出免税に該当する役務提供とされています。

すなわち、①国内に所在する資産に係る運送又は保管、②国内における飲食又は宿泊、③上記①及び②に掲げるものに準ずるもので、国内において直接便宜を享受するもの、とされています。

ご質問では、その受領する報酬は、非居住者が所有するわが国に所在する不動産に係る係争に関連してのものであることから、上記施行令に規定するわが国に所在する資産に係る運送又は保管に該当しないものと考えます。*

※ この運送又は保管は資産についての物理的な運送、物理的な保管と解され、訴訟に係るような役務提供は含まれないものと考えます。

したがってこれに準ずるものとみることもできないものと考えます。

したがってその受領する報酬は、課税売上には該当しますが、輸出免税により実際の課税は生じないこととなります。

貴方が当該訴訟案件を他の弁護士に依頼しその者に対し貴方が報酬を支払い、貴方は非居住者から報酬を別途受領するようなケースにおいては、その依頼を受けた他の弁護士はその報酬に対して消費税が課税されることとなります。貴方ご自身が非居住者から別途受領する報酬については、上述のとおり輸出免税の対象になるものと考えます。